

出産貸付け

1 貸付条件

組合員（再任用職員、任意継続組合員を含む）が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とするとき。

2 貸付対象者

出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する者をいう。

（１）貸付日が出産予定日まで２カ月以内（多胎妊娠の場合は４カ月以内。以下同じ。）の組合員又は貸付日が出産予定日まで２カ月以内の被扶養者を有する組合員

（２）妊娠４カ月以上の組合員又は妊娠４カ月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は人工中絶により医療機関等に一時的に支払いが必要になった者

※妊娠４カ月以上とは、受胎から分娩予定日までの２８０日の標準日数を１０等分して定められる妊娠月数の３カ月目（８４日）を経過し、４カ月目（８５日）に入った以後をいう。

3 貸付限度額

貸付金の額は１，０００円を単位とし、５０万円の範囲内とする。

なお、多胎の場合の貸付限度額は５０万円に胎児の数に乗じて得た額の範囲内となります。

また、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下での出産（死産を含み、在胎週数第２２週以降のものに限る。）でない場合、出産費等は５０万円未満となりますが、貸付限度額は５０万円です。

4 医療機関に対する出産費等の直接支払制度の実施に伴う出産貸付けの取扱い

（１）出産貸付けの希望者は、次に掲げる事項に注意してください。（直接支払制度の適用を受けるかどうかの選択は、組合員の判断によることとされています。）

①出産貸付けは、他の貸付けのように給与から償還金を控除するのではなく、借受人に支給される出産費等の給付金から償還金を控除する方法を採用しているため、出産費等が借受人に直接支給されない直接支払制度の適用者は、出産貸付けを受けることができません。

②出産貸付けを受けた後に直接支払制度の適用を受けたことが確認された場合には、出産貸付金の即時償還が必要となります。（退職後の出産により出産費等が支給されないこととなった場合も同様です。）

（２）直接支払制度の適用を受けない者に対しては、出産貸付けを行います。

5 送 金

申込書を受理した日から、原則として１０日以内に送金します。

6 貸付金利息

無利息

7 償 還

公立学校共済組合青森支部が給付する出産費等から貸付金相当額を控除します。

8 提出書類

（１）出産貸付申込書【様式第１号（４）：必須】

（２）貸付借用証書【様式第３号（３）：必須】

（３）出産貸付金控除依頼書【支部様式第７－２号：必須】

(4) 添付書類

① 申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し【必須】

②〔2の（1）による場合〕

ア 母子健康手帳の写し（表紙部分）【必須】

イ 出産予定日まで2カ月以内であることを証明する書類【様式あり：必須】

※病院所定の様式による出産（分娩）予定日証明書等でも可とする。

③〔2の（2）による場合〕

ア 母子健康手帳の写し（表紙部分）【必須】

イ 妊娠4カ月以上であることを証明する書類【支部様式第16号：必須】

※病院所定の様式による出産（分娩）予定日証明書等でも可とする。

ウ 医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し【必須】